愛媛県宇和島庁舎環境衛生管理業務契約書

爱媛県南予地方局長

(以下「甲」という。)と

(以下

「乙」という。)とは、愛媛県宇和島庁舎の環境衛生管理業務に関し、次の条項により 委託契約を締結する。

(信義、誠実の義務)

第1条 甲・乙両者は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。 (委託業務の内容)

第2条 この契約の対象となる委託業務の内容は、別添「環境衛生管理業務仕様書」のとおりとする。

(契約の期間)

第3条 委託業務の契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。 (委託料)

第4条 この契約に基づく委託料は、¥ - (うち消費税及び地方消費税額 ¥ -)とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、¥ −とする。

(委託料の支払)

- 第6条 委託料の支払いは、年2回払いとし、乙は、その年の9月の業務完了後、 ¥ - 、翌年の3月の業務完了後、¥ - を甲に請求するものと する。
- 2 甲は、乙の業務完了確認後、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内 に支払うものとする。

(支払の遅延)

第7条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満である時は、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数がある時は、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(代理受領の禁止)

第8条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

- 第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供 してはならない。ただし、権利にあっては、書面により甲の承認を得たときは、こ の限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。
- 3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第10条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、 委託業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ甲の書 面による承認を受けたときはこの限りでない。

(検査等の実施)

第11条 甲は必要に応じて検査を行ない、委託業務が不十分と認められる場合は、改めて委託業務を命ずることができるものとする。

(設備等の貸与等)

第12条 甲は乙に対し委託業務の実施に必要な清掃員詰所及び倉庫(委託業務を遂行するに必要な電気、ガス、水道を含む。)を無償で提供するものとする。

(費用の負担)

第13条 委託業務を行なうために必要な機械器具及び薬品類等に係る費用は、全て乙の負担とする。

(委託業務内容の変更)

第14条 甲は、必要があると認めたときは委託業務の内容を変更することができる。 この場合における委託料は甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(契約の解除)

- 第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約の全部又は 一部を解除することができる。
 - (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 甲において委託の必要がなくなったとき。
 - (3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第

2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例 (平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員 等を含む。)であると認められるとき。

(損害賠償)

- 第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙 に対しその損害の賠償を請求することができる。
- 2 甲は、乙が委託業務の実施にあたり、故意又は過失により建物、機械器具及び備品等を破損若しくは亡失したときは、その損害の賠償を請求することができるものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (契約保証金の返還等)

第18条 乙は、契約保証金を納付している場合において、契約期間が終了したときは、 甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(その他)

第19条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則並びに政府契約の支 払遅延防止等に関する法律によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結の証として本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

宇和島市天神町7番1号 甲 愛媛県南予地方局 局長

環境衛生管理業務仕様書

建築概要 (1) 建築物名称 愛媛県宇和島庁舎

(2) 建築物所在地 宇和島市天神町7番1号

(3)延床面積 11,037.55㎡

- 1 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」施行規則(以下「施行規則」という。)第5条に基づき甲に対して建築物環境衛生管理技術者を選任するものとする。
 - ・乙は建築物環境衛生管理技術者を1名選任し、建築物における衛生的環境の確保に 関する法律に基づく下記項目について庁舎の環境衛生維持管理に関する業務を全般 的に監督する。
 - (1) 管理業務計画の立案
 - (2) 管理業務の指揮監督
 - (3) 建築物環境衛生管理基準に関する測定又は検査の評価
 - (4) 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施
 - (5) 帳簿書類の備え付け
 - (6) 建築物環境衛生管理技術者選任の報告

2 空気環境の測定業務

- ・空気環境測定実施者は、施行規則第3条の2第1号に基づき、2ケ月に1回空気環境測定を実施し、測定後報告書を提出する。
- ・測定ポイント数は庁舎内各階1ポイントずつの計7ポイント及び外気1ポイントの 合計8ポイントとする。
- ・測定時間帯及び回数は1ポイントあたり2回、始業1時間後、終業1時間前に測定する。
- ・測定日の決定にあたっては、事前に甲の了解を得、特に事務室内では就業の妨げに ならないよう注意をして行うものとする。
- ・測定項目に関しては、
 - (1) 専用検知管方式による一酸化炭素 (CO) 測定
 - (2) 専用検知管方式による二酸化炭素(CO2) 測定
 - (3) 0. 2メートル毎秒以上の気流測定可能な微風速計による気流の測定
 - (4) 粉塵計による浮遊粉塵の測定(但し更正済みのものを使用)
 - (5) 0. 5度目盛の温湿度計による温度、湿度の測定
- ・測定終了後、甲に対して速やかに測定結果報告書を提出し、甲の承認を受けるものとする。

3 ねずみ・衛生害虫の駆除

- ・ ねずみ・衛生害虫の防除作業者は、施行規則第4条の5第2項第1号に基づき、6 ケ月以内ごとに1回、定期的かつ統一的に実施する。
- ・建築物環境衛生管理技術者又は防除作業の責任者は、1ヶ月に1回庁舎内外を巡回する点検調査を行い、ねずみ・衛生害虫の発生状況を把握し、状況に応じて随時駆除するものとする。
- ・駆除方法は、衛生害虫に関しては直接噴霧方式若しくはミスト方式等によるものと し、ねずみに関しては粘着テープ若しくは毒餌等を用いた防除を行う。但し、作業

実施前に、乙は甲に対してその駆除方法を事前に通告、了解を得るものとし又、作業中及び作業終了後は、庁舎の人、機械器具、備品類等に害等を及ぼさないよう、万全の配慮をするものとする。

・作業終了後、甲に対して速やかに実施報告書を提出し、甲の承認を受けるものとする。

4 飲料水貯水槽清掃

- ・貯水槽清掃作業責任者は、施行規則第4条第1項第7号に基づき、1ケ年以内に1 回貯水槽の清掃を実施する。
- ・作業実施にあたり、当該貯水槽の使用状況を十分に理解し、作業手順、使用機器等を勘案し、捨水の節約、断水時間の短縮等を行うものとする。
- ・「飲料水貯水槽清掃基準」に従って、事前に甲に対して実施日及び作業手順を文書で もって提出し、甲の了解を得て実施する。
- ・貯水槽の容量 受水槽 FRP製 40m³高置水槽 FRP製 10m³
- ・作業終了後、甲に対して速やかに作業報告書を提出し、甲の承認を受けるものとする。

5 残留塩素測定

- ・建築物環境衛生管理技術者は、施行規則第4条第1項第7号に基づき、1週間以内 に1回、残留塩素の測定を行うものとする。
- ・水道栓末端部より水を採取し、残留塩素測定器にて測定し、水に含まれる遊離残留 塩素の含有率を0.1PPM(結合残留塩素の場合は0.4PPM)以上に保持し なければならない。
- ・測定結果、異常のある場合は直ちに甲に報告するものとし、その他は2ヶ月毎に1 回測定結果報告書を甲に提出し、承認を受けるものとする。

6 水質検査

- 建築物環境衛生管理技術者は、施行規則第4条第1項第3号に基づき、検査項目 (1)~(9)について6カ月以内に1回、検査項目(10)~(26)について12 カ月以内に1回の水質検査を実施するものとする。
- ・水道栓末端部より水を滅菌容器に採取し、速やかに検査を行う。
- 検査項目
 - (1)色度
 - (2) 濁 度
 - (3) 臭 味
 - (4) PH値
 - (5) 塩素イオン
 - (6) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
 - (7) 有機物(全有機炭素(TOC)の量)
 - (8) 一般細菌数
 - (9) 大腸菌群
 - (10) 鉛及びその化合物
 - (11) 亜鉛及びその化合物
 - (12) 鉄及びその化合物
 - (13) 銅及びその化合物

- (14) 蒸発残留物
- (15) シアン化物イオン及び塩化シアン
- (16) 塩素酸
- (17) クロロ酢酸
- (18) クロロホルム
- (19) ジクロロ酢酸
- (20) ジブロモクロロメタン
- (21) 臭素酸
- (22) 総トリハロメタン
- (23) トリクロロ酢酸
- (24) ブロモジクロロメタン
- (25) ブロモホルム
- (26) ホルムアルデヒド
- ・検査の結果、乙は報告書を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

7 帳簿の保存

建築物環境衛生管理技術者は、前述の測定結果書、作業完了書を5年間保存するものとし、甲の要請により随時提出する。